

次期行政経営改革プラン行動計画（案）の見直しについて

現行の行政経営改革プラン行動計画においては、6つの基本目標に基づき、6.2の実施事項について取り組んできました。平成27年度を始期とする次期行政経営改革プラン行動計画においては、現行の行動計画を継承しつつ、社会経済情勢の現状やこれまでの取組実績等を踏まえて、新たに取るもの、継続して取るもの、削除するもの等の見直しを行った結果、次期プラン行動計画においては、6.6の実施事項について行政経営改革を進めていきます。

1 新たに追加する取組項目・・・15項目

- ・【番号14】 公金徴収一元化に伴う専門部署の設置（収納課）
- ・【番号20】 借地の解消（財政課、各課）
- ・【番号23】 維持管理コストの見直し（財政課、庶務課、各課）
- ・【番号40】 各種証明書のコンビニ交付の導入（市民課）
- ・【番号42】 地域子育て支援拠点事業の推進（こども課）
- ・【番号43】 消費生活相談体制の強化（商工観光課）
- ・【番号44】 民間プール施設の一般開放（スポーツ課）
- ・【番号46】 各種審議会等の情報公開の推進（企画政策課、各課）
- ・【番号51】 市民意識調査の実施（秘書広報課）
- ・【番号54】 市政への女性参画の促進（企画政策課、生涯学習課、各課）
- ・【番号57】 自主防災組織の育成（危機管理課）
- ・【番号59】 消防団活動の活性化（消防本部総務課）
- ・【番号61】 大学との連携（企画政策課、各課）
- ・【番号62】 大規模災害時における応援・支援協定の締結（危機管理課）
- ・【番号63】 区長職務及び報償費の見直し（地域振興課）

2 取組完了及び他項目への統合等により削除する取組項目・・・11項目（うち統合1項目）

- 下水道事業の改革（下水道課）
平成23年度から地方公営企業法を一部適用し、公共下水道事業会計を導入済み。また、平成26年度から市ホームページにて、資金調達状況等を公開済み。
- 外国人住民に係る事務の見直し（市民課）
外国人登録制度の廃止に伴うシステム改修や職場レイアウトの変更など対応済み。
- 既発地方債等の低金利借換（下水道課）
現プランの計画期間（平成22～26年度）において該当実績なし。今後は通常業務の中で随時取り組むものとする。
- 既発地方債等の適正管理（財政課、下水道課、水道業務課、市民病院管理課）
補償金免除繰上償還が可能となる公的資金（金利5%以上）を完済。

- 職員研修の充実（人事課）
「【番号30】人材育成基本方針の策定・推進（人事課）」に統合する。
- フレックス制度の検討（人事課）
調査研究の結果、本制度は行政に馴染まないものと判断した。今後は国の動向を注視しつつ、必要に応じて検討する。
- マルチペイメントネットワーク〔MPN〕の導入（会計課）
平成25年3月に、MPNに対応可能な歳入システムを構築済み。MPNの導入については、「【番号39】納付機会の拡大（収納課）」の中で取り組むものとする。
- 統合型GIS〔地図情報システム〕の構築（情報推進課）
今後は地図データの年度更新が主な業務となるため、通常業務の中で取り組むものとする。
- 窓口開設時間の延長の検討（市民課）
平成26年1月より休日窓口（毎月第4土曜日、午前9時から正午まで）を開始済み。
- 審議会等会議の公表（各課）
「【番号46】各種審議会等の情報公開の推進（企画政策課、各課）」に継承する。
- 各種審議会等への女性委員の登用推進（各課）
「【番号54】市政への女性参画の促進（企画政策課、生涯学習課、各課）」に継承する。

3 継続（取組内容の変更含む）する取組項目・・・51項目

- 【番号5】職員定数の適正管理（人事課）
「定員適正化計画の見直し」からの変更。取組内容に「適正な職員数の確保」を追加。
- 【番号10】予算編成手法の改革（財政課）
「予算枠配分方式の実施」からの変更。取組内容に「インセンティブ予算制度の導入」を追加。
- 【番号24】公共施設の再編・適正化（企画政策課、祖父江支所、平和支所、財政課、危機管理課、福祉課、高齢介護課、こども課、保健センター、建築課、生涯学習課、スポーツ課、各課）
「公共施設のあり方の検討」からの変更。各施設の再編・適正化について記載する。
- 【番号32】任期付任用職員の活用（人事課）
「任期付任用職員の検討」からの変更。採用方針を検討し、任期付任用職員を活用する。
- 【番号33】人事考課制度の拡充（人事課）
「人事考課制度の構築」からの変更。全職員を対象に試行後、本実施及び随時見直しを図る。
- 【番号38】緊急情報配信サービスの活用（情報推進課）
「緊急情報配信サービスの構築」からの変更。利用者拡大に向けたPRを行うとともに、サービスメニューの拡充に向けた検討を行う。
- 【番号41】放課後児童クラブの充実（こども課）
「放課後児童クラブの推進」からの変更。取組内容に「利用年齢の拡大（小学6年生まで）」を追加。

ほか44項目を継続（取組内容の変更含む）する。